

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 14

処 分 名	駐車場使用料の減免及び徴収猶予	
処 分 の 概 要	駐車場使用料の減免や徴収猶予を決定する。	
根 拠 法 令 名	松山市営住宅管理条例(平成9年条例第28号)	
条 項	第62条の7第2項	
所 管 課	住宅課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		5日
標準処理期間	計	5日
判断基準	松山市営住宅管理条例施行規則第36条の11第2項各号に該当すること。	
<p>【根拠法令等】 松山市営住宅管理条例</p> <p>(駐車場使用料) 第62条の7 2 市長は、特別の事情があると認めるときは、駐車場使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p> <p>松山市営住宅管理条例施行規則</p> <p>(駐車場使用料の減免又は徴収猶予) 第36条の11 条例第62条の7第2項の規定により、駐車場使用料の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、毎年度、市長が定める期限までに、市営住宅駐車場使用料減免(徴収猶予)申請書(様式第49号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。 2 駐車場使用料の減免は、市営住宅駐車場に駐車する自動車が次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。 (1) 松山市市税賦課徴収条例(昭和25年条例第25号)第76条の規定により軽自動車税の減免を受けている自動車である場合 (2) 他の地方公共団体の障害者に対する自動車税又は軽自動車税の減免に関する条例の規定により自動車税又は軽自動車税の減免を受けている自動車である場合</p> <p>松山市営住宅駐車場の管理に関する要綱</p> <p>(駐車場使用料減免申請時の関係書類) 第6条 規則第36条の12第1項に規定する関係書類は、次のとおりとする。 (1) 軽自動車税が減免申請済であることが分かる障害者手帳等の該当ページの写し(規則第36条の12第2項第1号又は第2号の軽自動車税の減免を受けている自動車に限る。) (2) 自動車税が減免されていることが明記されている自動車税減額通知書の写し(規則第36条の12第2項第2号の自動車税の減免を受けている自動車に限る。) (3) その他市長が必要と認める書類</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

市営住宅駐車場使用料減免(徴収猶予)申請



審査



承認・不承認